

調布市卓球連盟規約

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は、調布市卓球連盟と称し、事務所を調布市内に置く。
- 第 2 条 本会は、調布市における卓球の普及発展と、卓球技術の研究及び会員相互の交流、融和を図ると共に、スポーツ精神の涵養と地域社会の体育の向上に寄与することを目的とする。

第 2 章 事 業

- 第 3 条 本会は、第 2 条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 本会が主催、主管する卓球競技会。
 - (2) 調布市・調布市スポーツ協会または、関係機関と連携もしくは委託を受ける卓球競技会等。
 - (3) 卓球の普及および強化活動。
 - (4) 公認審判員、指導者養成の講習並びに研修会を開く。
 - (5) その他本会の目的達成のための事業。

第 3 章 組 織

- 第 4 条 本会は、別に定める登録規程によって加盟登録された、次の会員で組織する。
- (1) 団体会員
 - (2) 個人会員
- 第 5 条 団体会員は、本会に加盟した調布市の、会社・クラブ・PTAその他の団体で、原則として男女別とし、1チーム4人以上15人以内とする。
- 第 6 条 個人会員は、調布市在住・在勤・在学の個人とする。
- 第 7 条 本会に賛助会員をおく。賛助会員は、本会の趣旨に賛同加盟した法人または個人で、本会の事業運営に協力または援助す

るものとする。

第 4 章 役 員

第 8 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理 事 原則 20 名以内で、以下の役職をつける。
 - 会 長 1 名
 - 副 会 長 若干名
 - 理 事 長 1 名
 - 副 理 事 長 若干名
 - 理 事 若干名
- (2) 監 事 2 名以内

第 9 条 役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じて補充就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2. 任期が満了しても、その後任者が就任するまでは任務を継続する。

第 10 条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は本会の会務を統括し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事長は、会長・副会長を補佐し、会務を掌理する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐する。
- (5) 理事は、常時会務を分掌し、会務の遂行を図る。
特に緊急を要する事項については、理事会において決定のうえ処理する。ただし、次の総会において、その承認を得なければならない。
- (6) 監事は、本会会計及び会務執行の状況を監査して、その結果を理事会及び総会に報告する。

第 11 条 役員選任は、次のとおりとする。

- (1) 会長及び監事は総会で推挙する。
- (2) 副会長は総会の同意を得て会長が委嘱する。

- (3) 理事長・副理事長は、理事会で選出し、会長が委嘱する。
- (4) 理事は各団体から推薦された候補者、会長及び理事会が推薦された候補者から選出し、総会で承認、会長が委嘱する
- (5) 代議員は本会に加盟している各チームの代表者1名とする。

第12条 本会に顧問と相談役をおくことができる。
顧問と相談役は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
顧問と相談役は、重要な会務に関して会長の諮問に応じ、また必要あるときは総会、理事会に出席して意見を述べる事が出来る。

第 5 章 会 議

第13条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総 会
- (2) 理事会
- (3) 役員会

第14条 本会の総会は、全代議員をもって構成し、年1回開催するものとする。ただし、理事会において必要と認めたときは、臨時総会を開くことができる。

- (1) 総会は、全代議員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- (2) 代議員が止むを得ない事由で総会に出席することができないときは、代理人または委任状により議決権を行使することができる。

第15条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び決算報告
- (2) 事業計画及び予算案
- (3) 役員を選任

(4) その他総会において必要とみとめた事項

第16条 理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長・理事・監事をもって構成し、総会において議決または委任された事項について、計画・立案・審議の上決定する。理事会は、随時会長が招集する。

2 役員会は、会長・副会長・理事長・副理事長をもって構成し必要なときは、随時会長が招集する。

3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

第17条 会議の議長は、原則として会長が当たり、議決は出席者の過半数の同意をもってする。可否同数のときは、議長が決する。

第18条 調布市スポーツ協会やその他の団体に派遣する人事は、理事会において選出して会長が委嘱する。

第6章 会 計

第19条 本会の経費は、会費・寄附金・その他の収入をもって充てる。

第20条 会費の種類は次のとおりとし、金額については、総会の承認を得て下記のとおり定める。

(1) 団体会費 (ア) 団体 5,000円 (イ) 入会金 1 団体 1,000 円

(2) 個人会費 2,500円

(3) 賛助会費 1 口 5,000円以上

(4) 臨時会費 理事会において必要と認めるとき。

第21条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日とする。

第7章 附 則

第22条 本会の会員で不都合な行為のあったときは、理事会の議決を経て、会長が除名することができる。

第23条 本規約の改正は、総会の同意を必要とする。ただし、細則については、理事会において定めることができる。

- (1) この規約は，昭和54年11月17日から施行する。
- (2) この規約は，昭和55年5月10日一部改正する。
- (3) この規約は，昭和57年5月8日一部改正する。
- (4) この規約は，昭和62年4月24日一部改正する。
- (5) この規約は，昭和63年4月27日一部改正する。
- (6) この規約は，平成6年5月7日一部改正する。
- (7) この規約は，平成14年4月27日一部改正する。
- (8) この規約は，令和2年7月4日一部改正する。
- (9) この規約は，令和5年4月1日一部改正する。
- (10) この規約は，令和7年4月1日一部改正する。

設立年月日 1948年（昭和23年）10月10日

登 録 規 程

- 第 1 条 この規程は、調布市卓球連盟（以下「本会」という。）規約第 4 条に定める会員の加盟登録について規定する。
- 第 2 条 本会に登録する者は、調布市内の会社・クラブ・PTA・その他の団体および個人とし、調布市在住・在勤・在学の者とする。
- （付 1）調布市以外に居住した場合には、登録団体に 5 年以上の活動実績があればそのまま所属団体の一員として、また個人会員は個人として大会に参加することができるものとする。なお、学生（調布市内の小中学校・高校・大学・団体）は本会で活動実績があれば、団体会員および個人会員の資格を有するものとする。
- （付 2）上記の有資格者は以前の登録団体が消滅した場合は、他の団体への登録ができるものとする。
- （付 3）1 チームの登録人数枠内に異性選手を 3 名まで登録することができる。なお、男子チームに登録した女子選手は、2 名そのチームの団体戦に出場することができる。ただし、女子チームに登録した男子選手は、そのチームの団体戦に出場することはできない。
- 第 3 条 登録は、毎年行うものとし、所定の期日までに手続きを完了しなければならない。なお、追加登録または変更がある場合には、所定の期日までに手続きをしなければならない。
- （1）同一団体、同一クラブが 2 組以上登録する時は、技量順に上位より A 組、B 組、C 組等として編成しなければならない。
- （2）チームへの登録は年 1 回のみとする。
- 第 4 条 登録料は本会規約第 20 条に定める会費を納めなければならない。
- 第 5 条 登録の手続きは、次のとおりとする。
- （1）本会所定の加盟登録申請書に所要事項を記入し、登録料

を添えて加盟申請する。

(2) 本会は、加盟登録申請書の記載内容を審査し、理事会で承認する。

第6条 登録者が転居・転勤等により登録を変更する場合は、所定の手続きを経て登録替えをすることができる。

第7条 本会に登録された者が、本会規約に違反し、会員として体面を著しく汚したときは、登録を取り消すことがある。

第8条 会員が本会を脱退する場合は、その旨文書にて本会に届けなければならない。

附 則

- (1) この規程は、昭和54年11月17日から施行する。
- (2) この規程は、昭和55年5月10日から一部改正する。
- (3) この規程は、昭和62年4月24日から一部改正する。
- (4) この規程は、昭和63年4月27日から一部改正する。
- (5) この規程は、平成6年5月7日から一部改正する。
- (6) この規程は、平成14年4月27日から一部改正する。
- (7) この規程は、平成17年5月14日から一部改正する。
- (8) この規程は、令和2年7月4日から一部改正する。